

**令和6年度JR北上線利用促進に向けたスポーツや
観光資源等を生かした交流人口拡大事業企画運営業務**

業務仕様書

**令和6年3月
岩手県南広域振興局**

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度JR北上線利用促進に向けたスポーツや観光資源等を生かした交流人口拡大事業企画運営業務」（以下、本事業という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 目的

JR北上線100周年を契機に、JR北上線沿線市町（以下、「沿線市町」という。）と連携してJR北上線の利用促進に資するとともに、沿線市町の魅力発信を進め、交流人口の拡大を図る。

※ 本事業における沿線市町とは、岩手県北上市及び西和賀町を指す。

2 仕様及び業務の概要等

上記1を達成するために、スタンプラリー、ハッシュタグキャンペーン及びフォトコンテストを実施することとし、必要な提案を行うこと。

(1) 仕様等

① スタンプラリー

沿線市町を代表する各スポット（スポーツアクティビティ体験施設、サイクルステーション、観光拠点、列車内等の10か所程度を想定）に得点を設定し、参加に係るイベント性を高めるなど、JR北上線の利用促進や沿線市町の交流人口の拡大に向けたスタンプラリーを実施し、参加者に対して抽選で景品等を贈呈するもの。

実施方法については、紙版及びデジタル版の2種が望ましいが、応募者の管理体制が整っているととも、参加者を誘引できる企画であれば、どちらかのみ提案となっても可とする。

なお、実施方法を1種とする場合は、その意図及び方法を提案書において説明すること。

ア 紙版

(ア) ラリー台紙、スタンプ及びスタンプ台について

各スポットに配布するラリー台紙、スタンプ及びスタンプ台を提案すること。

なお、ラリー台紙は、JR北上線100周年を記念し、関係機関が実施するイベントのPRにも資するようにすること。

(イ) 応募ラリー台紙回収方法について

応募者が提出するラリー台紙を適切に管理できるよう回収方法を提案すること。

イ デジタル版

紙版に加え、デジタル版でも参加できる仕様にする。

(ア) 専用アプリ

デジタル版での実施に当たり、専用アプリを提案すること（下記4「委託料の上限額」であれば、新規でも既存のものでも可とする）。

(イ) 管理運営

- ・ 専用アプリ利用に係るシステム構築や不具合に対する対処等、一切の管理・運営を行うこと。
なお、データの情報は、定期的に県に提供すること。
- ・ 全世代の参加者にとって使いやすい仕様とすること。

ウ 実施期間

実施期間は、1か月程度で設定することとし、JR北上線全線開通100周年を迎える日である令和6年11月15日に向けてJR北上線利用促進協議会などの関係機関が実施する事業の広報を兼ねて実施する企画とするため、適切な時期・期間を提案すること（令和6年7月から8月までの約1か月間を想定）。

なお、具体的な開始日、期間等については、別途調整することとする。

② ハッシュタグキャンペーン

SNSを活用してJR北上線に関連する写真等にハッシュタグを付し、ユーザーに自ら発信してもらい、その投稿の中から抽選で当選者に景品等を贈呈するもの。

ア 具体的な仕様等

- ・ ハッシュタグキャンペーン実施に当たって、情報拡散力の高いSNSを活用すること。
- ・ 投稿の際に付すハッシュタグは、訴求力のあるものを提案すること。
- ・ SNSの規約やガイドラインに違反しないよう留意すること。
- ・ その他、SNSユーザーに訴求力のある企画がある場合には、下記4「委託料の上限額」の範囲内で提案すること(自由提案)。

イ キャンペーン実施期間

実施期間は、3か月程度で設定することとし、JR北上線全線開通100周年を迎える日である令和6年11月15日に向けてJR北上線利用促進協議会などの関係機関が実施する事業の広報を兼ねて実施する企画とするため、適切な時期・期間を提案すること(令和6年7月中旬から10月中旬までの約3か月間を想定)。

ただし、実施時期・期間は、下記「③ フォトコンテスト」の受賞作品を選定するための審査委員会による選考期間や受賞作品の印刷等の日程を考慮し設定すること。

なお、具体的な開始日、期間等については、別途調整することとする。

③ フォトコンテスト

②の投稿の中から、別に設置する審査委員会の選定に基づいて受賞作品を選定し、選ばれた投稿者に対して景品等を贈呈するもの。

ア 受賞作品

- ・ フォトコンテストの受賞作品については、受賞作品のポスターを制作し、受賞者に贈呈するとともに、JR北上線の駅や岩手県の主要駅に展示するなど、JR北上線の周知につながる提案をすること。
- ・ その他、受賞作品に対する景品等について効果的なものがある場合には、下記4「委託料の上限額」の範囲内で提案すること(自由提案)。

イ 実施期間

ハッシュタグキャンペーンと同じ時期・期間とすること。

なお、具体的な開始日、期間等については、別途調整することとする。

ウ 掲示期間

掲示期間は1か月程度とし、JR北上線全線開通100周年を迎える日である令和6年11月15日を含む日程で掲示できるよう、適切な時期・期間を提案すること(令和6年11月中旬から12月中旬までの1か月程度を想定)。

なお、具体的な開始日、期間等については、別途調整することとする。

④ その他(本事業共通事項)

ア 本事業実施に向けた広報

- ・ 本事業を広く周知するため、JR北上線の主要駅や沿線市町の観光拠点等に配架するポスター及びチラシを製作すること。ポスター及びチラシのデザイン・印刷・発送等の経費は下記4「委託料の上限額」の範囲内で行うこと。

なお、ポスター及びチラシのサイズ・枚数等の提案を行うこと。

- ・ その他、CM、ラジオ、HP等の各メディアを活用した広告等、周知方法も含めて、本事業を広く周知するために効果的な方法があれば、下記4「委託料の上限額」の範囲内で提案すること(自由提案)。

イ 応募者の管理及び抽選

- ・ 本事業に係る応募者情報の取りまとめを行い、県に提供すること。
- ・ 当選者は、公正な方法で選定すること。

ウ 景品購入及び当選者への景品発送業務

- ・ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日法律第134号）に留意しながら、各種企画の景品応募条件に応じて景品の種類を変えるなど、本事業の景品を提案すること。
また、委託期間内に景品の準備、購入、発送の一切の業務を行うこと。
- ・ 景品については、JR北上線沿線市町に関連する景品（特産品や宿泊・観光施設・飲食店の利用割引券等）とすること。
- ・ 景品に係る一切の経費は、下記4「委託料の上限額」の範囲内で行うこと。

(2) 提案に当たっての留意点

- ・ 本事業の実施に当たり、名称、デザイン、制作等、必要な業務の一切を行うこと。
なお、提案内容に係る背景や意図等も記載すること。
- ・ SNS上で本キャンペーンに関する投稿を見た人が、JR北上線に興味を持ち、継続的な利用につながる仕様となるよう工夫すること。
- ・ 事業実施に当たり、方針やスケジュール等を提示すること。
- ・ 近隣住民に加え、多くの県外居住者が家族・友人とともに気軽に参加できる周遊促進策となるよう工夫すること。
- ・ 継続的なJR北上線利用と沿線市町の周遊促進に向け、リピーター発掘につながるよう工夫すること。
- ・ 旅行者自らがJR北上線と沿線市町の魅力を発信し、県内、全国へ拡散されるよう努めること。

(3) 相乗効果が期待できる取組（自由提案企画）

上記業務に加え、本業務の目的に合致した効果的な企画があれば、提案すること。実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と合わせ、下記4「委託料の上限額」の範囲内とする。

3 委託契約期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

4 委託料の上限額

2,535千円(消費税及び地方消費税を含む)

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は事前に、県に対して書面で再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 県は、上記(1)②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することがで

きる。

- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとする。その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。